

サテライト事業所の指定及び届出の受理に係る取扱指針

平成30年6月27日
令和8年4月1日一部改正
福井県健康福祉部長寿福祉課

1 目的

この指針は、介護保険事業所におけるサテライト事業所の指定及び届出の受理（以下、「指定等」という。）に係る取扱い方針を定めるものとする。

2 定義

この指針において、サテライト事業所とは、指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年9月17日老企第25号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）第2-1に定める「地域の実情等を踏まえ、サービス提供体制等の面的な整備、効率的な事業実施の観点から本体の事業所とは別にサービスの提供等を行う出張所等」を指すものとする。

3 対象事業所

この指針によるサテライト事業所設置の対象となる事業所の種類は介護保険法で規定される居宅サービス事業所及び介護予防サービス事業所のうち、以下のとおりとする。

- (1) 訪問介護
- (2) 訪問看護（介護予防も含む）
- (3) 訪問リハビリテーション（介護予防も含む）
- (4) 通所介護

4 指定基準

事業者の指定は、原則としてサービス提供の拠点ごとに行うものとするが、地域の実情等を踏まえ、サービス提供体制の面的な整備、効率的な事業実施の観点から本体の事業所とは別にサービス提供等を行う出張所等であって、次の要件を満たすものについては、一体的なサービス提供の単位として「事業所」に含め、サテライト事業所として指定することができる取扱いとする。なお、この取扱いについては、同一法人にのみ認められる。

ただし、この基準により難しい場合には、個別に設置の可否について協議することとする。

- (1) サテライト事業所の要件

- ① 利用申込みに係る調整、サービス提供状況の把握、職員に対する技術指導等が一体的に行われること。
- ② 職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されること。必要な場合に随時、主たる事業所や他の出張所等との間で相互支援が行える体制（例えば、当該出張所等の従業者が急病等でサービスの提供ができなくなった場合に、主たる事業所から急遽代替要員を派遣できるような体制）にあること。
- ③ 苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること。
- ④ 事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められること。
- ⑤ 人事、給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われること。

（２）人員基準

①訪問介護・訪問看護・訪問リハビリテーション

常勤換算を行う際の事業所の従業員（※）の勤務延時間数には、出張所等における勤務延時間数も含めるものとする。

なお、管理者はその責務を十分に果たせるよう適切に人員を配置すること。また、管理者が主たる事業所との兼務をすることにより、関係事業所の管理業務に支障が出ないようにすること。

※訪問介護・・・訪問介護員、訪問看護・・・看護職員、
訪問リハビリテーション・・・理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士

②通所介護

当該事業所を１単位（主たる事業所とは別単位）とした場合と同様の配置とする。

（３）設備基準

原則として、事業所の設備基準と同様の設備とする。

（４）その他設置にかかる要件

- ・主たる事業所は、福井県の指定を受けた介護保険事業所であること。
- ・サテライト事業所の位置は、主たる事業所から直線距離で概ね３０kmの距離であること。
- ・サテライト事業所の数は、主たる事業所に対し、５箇所までとする。
- ・サテライト事業所の設置場所は福井県内とする。ただし、山間部や過疎地域においてサテライト設置の要件を満たす場合については、通所介護を除く訪問

系サービスのみ、個別協議の上、都道府県等を超えた設置を認める場合がある。

5 サテライト事業所設置に係る届出

サテライト事業所を設置する際は、設置する月の前月15日までに、県長寿福祉課あて以下の書類を提出すること。

<提出書類>

- ・変更届出書（様式第一号（五））
- ・介護保険事業を事業所所在地以外の場所で一部実施する場合の記載事項
※訪問介護（付表第一号（一））、訪問看護（付表第一号（三））、訪問リハビリテーション（付表第一号（四））、通所介護（付表第一号（六））
- ・サテライト事業所と主たる事業所の位置及び両者の距離を示した地図等
- ・サテライト事業所の平面図及び写真
- ・建物の登記簿謄本または賃貸借契約書の写し
- ・勤務形態一覧表
- ・運営規程
- ・介護給付費算定に係る体制に関する届出書

6 その他

- ・サテライト事業所の設置を希望する事業者は、前記の届出をしようとする場合は、主たる事業所の一体的な管理のための体制及びその実行のための内容について十分に確認を行うため、県長寿福祉課へ事前相談を行うこと。